

一般社団法人日本真空学会フェロー規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本真空学会（以下「本会」という）は、本会における継続的な活動を通じて真空、表面および関連する科学・技術とその産業利用の進歩発展、あるいはそれらに関連する教育・公益活動に関して顕著な業績をあげた正会員に対し、日本真空学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、その功績を称えるとともに、本会を代表するにふさわしい会員としてのリーダーシップの発揮を奨励する。

(対象)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として正会員もしくは法人会員に所属する個人として在籍した年数が10年以上の者であり、フェローの称号授与後、10年程度正会員として活動が可能なものとする。

(定員)

第3条 フェローの総数は全正会員の3%程度を上限とする。

(任期)

第4条 フェローの称号を授与された者は、本会正会員である期間その称号を名乗ることができる。ただし、名誉会員、功労会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

(役割)

第5条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、本会活動一般に対して積極的に関わることを奨励する。

(候補者の推薦)

第6条 本会名誉会員、功労会員、シニア会員、在籍期間が累計10年以上の正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によってフェロー候補者を推薦することができる。

(フェローの選出)

第7条 表彰審査会は、推薦された候補者の中からフェローにふさわしい候補者を選考して、理事会に推薦する。理事会は表彰審査会から推薦された候補者について審議し、フェローを決定する。

(表彰)

第8条 表彰は、真空に関する連合講演会において行い。受賞者には賞状を授与する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。

付則

この規程は平成26年1月30日から実施する。